

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

○監査公告
昭和三十年度に係る各警察署の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百五十八号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る各警察署の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 大 西 節 夫

同

監査箇所

鳥取警察署

執行年月日

昭和三十一年九月三日監査

岩井 "

同

九月四日監査

郡家 "

同

九月十一日監査

宝木 "

同

九月十二日監査

智頭 "

同

九月十三日監査

八橋 "

同

九月十四日監査

米子 "

同

九月十四日監査

黒坂 "

同

九月十四日監査

境港 "

同

九月十四日監査

溝口 "

同

九月十四日監査

監査概況

今回県下十一警察署に対する昭和三十年度定期監査を執行したのであるが、その結果各署とも人的、予算的制約を受け特に定数削減に伴う過重な負担を克服しつつ、第

一線治安維持確保と民主警察確立に努力しているものと認めた。しかしながら各署別にその内容を検討してみると前年度監査に指摘要望した事項中改善せられた点もあるが、財政事情等により未解決の重要事項がなお多く内包されているにつき関係当局は真剣に考究し、適切な措置を講ぜられるよう要望する次第である。

その各署共通の事項で主なものは概ね次の通りである。

一 警察官の配置状況は次表の通りであるが、逐年の定数削減は各署とも要員に不足を来し、更に長期休職者及び教養のため随時入校派遣等による勤務除外者もあつていきおい勤務が過重となつてゐる。このことは警察官の健康管理にも影響を来していると思われ、要治療者発生率が県下一般職員並びに教職員の一・五％に對し、警察官のそれが約倍率となつてゐることはその間の実情を示すものとして、憂慮すべきであるとともに第一線の警察行政運営にも少なからぬ支障を来している現状にかんがみ、関係当局は少くとも休職者の定数外措置について至急考慮すべきである。

各署別警察官配置状況一覽表 三一、九、二五現在

署 別	定 員	現 員	過不足	休職	要 注 意		
岩美警察署	一一五	一一三	二	三	A	B	C
鳥取	四七	四四	△三	五	六	一	一
郡家	二二	二二	△		四		
智頭	二六	二五	△一		一		
宝木	七八	七七	△一		二		
倉吉	三一	三〇	△一		一		
八橋	一一九	一一六	△三		二		
米子	三八	三八			二		
境港	二二	二二			二		
溝口	二二	二二			一		
黒坂	二二	二二			一		
計	五四二	五三二	△一〇	一五	二三	二〇	三

二 警察行政費の適正配分と効率的執行に留意すること。

警察行政は犯罪予防、治安の維持はもとより鎮圧・捜査、逮捕等事犯発生に伴い必然的に活動経費を必要とし、治安維持協議会の財政的協力を得られなくなつてから後の予算の編成に若干の考慮は払われているようであるが、なお活動費の不足は各署を通じて痛感される。また各署えの予算配分については常に意を用いそ

の効率的執行に努力しているが、更に本部、各署間に早期配分、一括配分又は事務手続簡素化等調整の余地ありと認めるにつき検討せられたい。

三 駐在所並びに派出所建物の維持管理について考慮すること。

即ち現在駐在所並びに派出所建物は県有二九ヶ所の外一六六ヶ所は市町村有建物(若干の民有あり)であつて市町村のこれが維持管理に對する態度は、極めて消極的で勢い破損腐朽ヶ所甚だしいものがあり、警察の威信を失するのみか日常勤務に支障をきたすとともに、警察官の健康管理上からしても面白くなく、また市町村としては県えの財産引継を希望している向もあるものでこれが根本的対策の考究善処が望ましい。また県有分についても腐朽の一途を辿つてゐるのでこれが補修についても善処が望まれる。

四 警察職員住宅の完備について善処すること。

なお旧自治体警察庁舎(鳥取署)の譲渡問題については、未解決であつたが早期解決に一層配意されたい。

警察官職務の特殊性から勤務地居住が原則である關係上、住宅難に困惑している現状にかんがみ、適切な措置対策が必要と認められる。殊に県警発足以来警察官に對し月百円の宿舍手当を支給していたが、本年度からこれも打ちられ各署とも住宅問題については深刻であるで、職員住宅の建設に一層配意し適當措置せられたい。

五 道路交通取締法に基く許可事務の取扱及び諸証明手数料徴収について考究すること。

道路交通取締法に基き許可証交付手数料徴収条例により事務を処理しているが各署とも立法解釈、及びその運用が区々であり署によつては、該当のないもの或いは該当があつてもその料金(収入証紙)が統一されてないもの等、法規の運用が充分でないので運用を統一し遺憾のないよう措置すべきものと認む。

また署が交付する諸証明(盗難、火災、変死、遺失、事故等)は相当数に達し、しかも可成り手数料を要するものもあるがこれに對し手数料を徴収することについ

でも考究せられたい。
各署別の事項は次の通りである。

鳥取警察署

昭和三十一年九月三日監査

監査委員 松 本 利 治

同 近 藤 伝 一

一 当署管内は一市三ヶ村、県下の行政、産業経済、文化、交通の中心地であつて署運営に当つては特に配意し署員の配置、教養等格別の考慮を払い、民主的警察活動の円滑なる推進に努力しているものと認めた。

二 職員は現在署長以下警察官一〇八名、その他事務職員一五五名計一二三名である。警察官のうち巡査四九名を市内派出所九ヶ所に三二名、駐在所二五ヶ所に一七名を配置しているがこれを暫定定員に比較すると派出所要員三名、駐在所要員八名計一一名の欠員を生じ実質的には欠員のまま補勤制により運営しており、更にこの中駐在所巡査一名疾病のため長期療養となつていたので結局一二名が欠けている。

また内勤警察官は五九名であるが長期療養その他現員減は、勢い外勤警察官にしわよせされ、第一線部署の要員に空白を生ずる結果となつている実情である。これらの問題については真摯に考究を要するものと認められるので当局の検討を望む。

三 当署使用にかかる土地、建物、備品等は旧自治体警察(鳥取市)所有の財産であり前年度においても早期移管方を要請したのであるが、未解決のためこれら財産の維持管理、その他に支障を生じている実状につき早急解決を図るよう関係当局の善処を望む。

四 管内の駐在所にかかる土地建物等の財産(派出所八ヶ所、駐在所二二ヶ所)は前述した如く市町村有、或いは民有となつており、これら建物のうち家屋の一部破損、雨漏り等のため駐在業務にかなりの支障を来しているところもあり、なかでも鳥取市所有(約一〇ヶ所)にかかるものについては早急に応急修理を必要としているが、経費の負担区分その他に明確を欠きいままなお放任されているため各駐在所とも維持管理に

苦慮している実状である。関係当局は実態を調査するとともに、速やかに適確なる措置対策を検討されたい。
五 経理出納その他の事務は適正と認めたが、遺失物の取扱について派出所、駐在所で拾得届の場合の引継手続が遅れているものが散見されたので早期にそつと、実施されたい。
なお拾得金保管出納に当つても法により厳格に出納すること。

岩井警察署

昭和三十一年九月四日監査

監査委員 近 藤 伝 一

一 当署は、岩美、福部の一町一村を管轄し地勢上南部は山岳地帯、北部一帯が海岸に面し平穏な農漁村であるが一面従来から殺人、放火等特殊犯罪が多く且つ又県下最東部の温泉、砂丘、海岸の観光地をもち流し警察事犯も頻発し、管内の治安維持は容易でない面もあるが署長以下努力し概ね円滑に運営しているものと認めた。

二 職員は警察官二〇名、その他事務職員三名計二三名である。受持駐在所は九ヶ所であるがこれに外勤者八名を配置し署下受持と、駐在所一ヶ所は補勤によつて運営を図っているがこれらの外勤者は、常時の看手勤務等によつて地区の指導取締り及び防犯活動に万全を期し難い実情である。また内勤警察官一二名のうち現在教養のため二名学校に入校中であり、諸般の警察業務もすべて兼務によつて遂行しているので、内外勤務とも過重と認められるので当署の特殊性から職員の適正配置については特に配意が必要である。
三 経理その他の事務処理は適正と認めた。

郡家警察署

昭和三十一年九月四日監査

監査委員 松 本 利 治

一 当署は八頭郡の扇眼である重要拠点に位置し四町四ヶ村を管轄しているが、特に戸倉開通により陰陽交通が頻繁となり犯罪交流も起り業務範囲が拡大されまた丹比、八頭両村に亘る竹市発電所開発工事のため浮動

人口も急激に増加し、県境警備を合せた管内治安維持に署長以下全力を挙げて指導取締等犯罪発生を最少限度に阻止すべく努力しているものと認めた。

二 当署の定員は警察官四七名その他事務職員八名計五五名であるが現在警察官四四名で三名欠員、事務職員七名で一名欠員(この外休職一名あり)となつてゐる。管内は警部派出所(若桜町)、巡查部長派出所二、(河原町、丹比村「臨時」)巡查駐在所一八ヶ所(補勤二、上私郡村、若桜町赤松、所下一、若桜警部派出所)に二二名を配しているが欠員と要注意者七名があり、かつまた看守勤務等があつて勤務過重となり活動も容易ならざる面がある。特に他署に見られぬ警部派出所を若桜町に設け警察官四名、書記補一名計五名常駐せしめ警察活動に従事せしめてゐる。

三 当署管内における駐在所(派出所三、駐在所一八ヶ所)の土地、建物は町村有或いは民有となつており、建物の中家屋の一部破損その他により応急修理を要するものが多く(所要経費約六七五、〇〇〇円のうち町

村負担により一七七、二六〇円を修繕済)各駐在所とも維持管理に困惑している実状である。

今後の処置対策に善処されたい。

四 経理出納その他の事務処理は適正に処理しているものと認めた。

なお物品購入に伴う手続き並びに家屋、備品等の修繕手続きの取扱いに考究を要するものがあつたので、留意検討されたい。

宝木警察署

昭和三十一年九月十一日監査

監査委員 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一 当署は気高、鹿野、青谷の三町を管轄しており、いわゆる農山漁村であつて思想緊実であるが浜村温泉を中心とした流し犯罪、青谷町を中心とした青少年不良グループ的犯罪等、地域的に社会性を加味した特殊性がありこれに適応した人的配置も時宜を得ており、特に子供会を中心とした青少年防犯活動並びに防犯協議

会活動等、民主的警察活動の円滑な推進に努めているものと認めた。

二 警察官定員二十六名に対し一名の欠員で外勤にしわよせされ補勤によつて警察活動につとめているが、現員二十五名中要注意者はA、B、C各一名含まれてゐる実情である。しかしながら治安維持のため、全力活動を余儀なくされる実情にあり無理を生じていると認められるにつき、人員調整配置に検討が肝要である。

三 当署の敷地(一五八坪)にかかる所属区分に不明確なものがあつたので明確に整理すると共に登記事務を促進されたい。

なお敷地内に旧警察後援会所属にかかる建物があり、職員住宅として使用しているが土地の使用区分並びに財産管理等につき考究すべきものがあつた。

四 当署管内における駐在所(一二ヶ所)の敷地及び建物は町村有或いは民有であり、これらの使用に伴う契約は未了であり、かつ財産管理に対する措置が放任されたままであるため、応急修理による所要経費(五八

三、〇〇〇円のところ町村負担で一五八、〇三八円の修理を実施している)の負担区分の関係もあり、各駐在所とも維持管理に苦慮している。なかでも七号駐在所の建物は老朽のため傾斜し破損箇所も多く危険状態となつてゐる実状につき、関係当局は早急に措置対策を考究善処されたい。

なお当署庁舎も老朽のため破損箇所が多く一部には雨漏りもしているので応急対策を検討されたい。

五 経理出納その他の事務処理は適正に処理しているものと認めた。

智頭警察署

昭和三十一年九月十一日監査

監査委員 松 本 利 治

一 当署の管轄は、智頭町、用瀬、佐治の三ヶ町村であつて殊に当管内は陰陽を結ぶ交通要路に位し、犯罪捜査の範囲も両県に拡大する関係等もあつて第一線警察活動も容易でない面があるが、署長以下総力を結集し治安維持に努力しているものと認めた。

二 職員は、警察官二二名、その他事務職員二名計二四名である。

管内には署下受持二のほかに巡査駐在所九ヶ所（内芦津受持補動）を置き巡査一〇名を配置しているが、署下受持二名の中には自動車運転手を兼務し、芦津駐在所の補動、或いは看守、県境検問等勤務は過重となつてゐる。また内勤一〇名の中捜査係は四名であるがこの内二名は鑑識業務に當つてゐる關係上、実際の捜査活動に専従し得るものは僅か二名である。またこれらの警察官の中には健康上の注意者が四名含まれており、職員組織の点において善処の要が認められるので当局の配意が望ましい。なお職員に対する健康管理については適切な留意を望む。

三 建物その他財産管理は概ね適切と認められたが留置場は旧態依然のもので、採光通風等良くないので改造の要がある。また職員住宅の問題についても従来から苦慮しているが、警察能率の充実面から考慮を払う事項である。

なお武徳殿は本年度経費三十二万円をもつて改造していた。

四 経理出納その他事務の処理で次の点留意されたい。

1 道路一時使用許可手数料徴収事務で考究すべき点があるので検討すること。

2 燃料購入に當つては予算令達を対照すること。

倉吉警察署 昭和三十一年九月十二日監査

監査委員 山 本 四 郎

一 当署の管内は、倉吉市と東伯郡の六ヶ町村を管轄し、県下中央部にあつて交通、産業、経済、文化の発達した地域でしかも数多くの温泉郷をもつてゐる關係上、各種犯罪の発生も頻発し、警察活動の度合は高く繁忙を極めてゐるが署長以下総力を結集し治安維持に努力をしてゐるものと認めた。

二 職員は、警察官七五名とその他事務職員一名計八六名である。

管内に巡査派出所四ヶ所、駐在所二七ヶ所（内二ヶ所

補動）を設けこれに外勤警察官三九名を配し運営を図つてゐるが、これらの外勤者も定員（現員）減によつて、やむを得なく補動勤務によつてまかなつてゐるが更に看手、押送等諸勤務が重なり第一線の部署に空白を生ずる結果となつてゐる。また内勤警察官は三六名であるが観光地と倉吉市を中心とした犯罪が多く逐年増加しており、内外勤務を通じ業務は過重に陥つてゐるので人事管理上当局の留意検討が望ましい。

三 当署の庁舎は大正十二年建築したものであつて著しく老朽し狭隘且つ採光も悪く、また代用監獄の併設もあつて留置場も不足し円滑なる警察行政運営に支障あり早急改築を要するものと認められる。

四 経理出納その事務で次の点留意されたい。

1 自動車用燃料出納が明確を欠いていたので記帳整理を厳格にすること。

2 道路一時使用許可手数料徴収事務を厳格に処理すること。

八橋警察署 昭和三十一年九月十二日監査

監査委員 松 本 利 治

一 当署は東伯、赤碕、由良、大栄の四町と中山村の一村を管轄しており管内人心は概ね農村地帯特有の純朴性であるが、せつ、盗、詐欺はもとより、出火、準強盗傷人事件並びに道路狭隘と交通量増大に伴う交通事故等の発生も少なくなく、署長以下これが防犯活動を強力に展開し、予防検挙に実績を示しその運営は円滑且つ能率的であるものと認めた。

二 警察官定員三十一名に対し欠員一名休職者二名で差引二十八名の現員（八月十一日まで二十七名）で負担が過重となつてゐることは辞めない。また現員中には要注意者二名を含んでゐるがこれらも制限勤務を許されず万全の警察行政の執行と警察職員の健康管理上適切な配意が望ましい。

三八橋町は一般に借家難で当署職員も署内衛生室に三名仮住したこともあり、警察官住宅問題解決もまた懸案事項の一つである。

四 当署建物は本年度経費三百八十万円で新築しているが駐在所(十五ヶ所)の土地、建物は町村有或いは民有となつてゐるが、これらの建物のうち、応急修理を要するものが相当(所要経費八二二、三〇〇円でこの内町村負担により修繕したものが一四五、六九二円)にあり、各駐在所とも維持管理に苦慮してゐる実状である。

五 道路取締法に基く道路の一時使用に伴う取扱は該当ないこととして処理してゐるが、これらについては現地の状況を再確認すると共に道路使用による取締業務につき遺漏なきを期されたい。

六 経理出納その他の事務処理は適正に処理してゐるものと認めた。

米子警察署 昭和三十一年九月十三日監査

監査委員 山 本 四 郎

一 当署は、米子市及び西伯郡一円を管轄し米子市を中心とした平坦地域と大山国立公園の一部を有し、県下西部地区最大の交通、産業、経済、文化、観光の発達した地域でしかも各種刑事事件の発生も多く職員陣容も現在一二九名を擁し、民主的な警察行政の円滑なる運営に努力してゐるものと認めた。

二 職員は、警察官一一五名(暫定定員一一九名)その他事務職員一四名(定員一三名)計一二九名(内警察官一名休職含む)で暫定定員に比し警察官四名減、事務職員一名増となつてゐる。管内に巡査部長派出所(淀江)一、巡査派出所七ヶ所、駐在所三五ヶ所が置かれてゐるが駐在所三五ヶ所のうち六ヶ所は補勤制度を採用し、これらに警察官五七名を配置し辛うじて運営してゐる実状であるがこれらの外勤職員は、看手勤務等によつてその活動に至難の面が窺われる。また、内勤警察官五七名は都市を中心とした犯罪事件

が頻発し、内外勤務を通じて業務は過重と認められる。殊に警察官一一五名の中には休職者一、健康要注意者七名を擁するほか短期講習その他教養のための派遣生もあつて、署運営に少なからぬ支障を生じてゐるのでこの点留意検討が望ましい。

三 前記の通り当管内は大山国立公園を有し、逐年観光登山客も増加してゐるが現在本地域の受持駐在は大山町(坊領)に置きその任に当らしめてゐるが今後巡査部長派出所を現地に設け、公園地域の治安維持に当らしめることも必要と思われるので考究審処されたい。

四 経理出納その他の事務は概ね適正に処理されてゐるものと認む。

黒坂警察署 昭和三十一年九月十三日監査

監査委員 松 本 利 治

一 当署は三町四ヶ村を管轄、岡山、広島、島根の各県に隣接し、中国山脈とその支脈による山岳地帯である関係上、面積は広大であつて交通不便治安維持は極

めて困難な地理的条件にあるが署長以下一体となつてよくその困難を克服し、民主的警察の円滑公正な運営に当つてゐるものと認めた。

特に山間部特有の山林対象事犯等に対処するため、広報活動に呼応した懇談会、講演会等防犯活動の総合的企画、実施とその成果を挙げ又施策の末端浸透は顕著であるものと思料する。

二 定員は署長以下二十六名で現員と過不足はないが実質において巡査一名欠員であつて大宮村印賀駐在所が阿民縁駐在所を兼務してゐるほか、要注意者B一名である。前段に述べた如く交通不便その他、特殊事情を考慮し、機動力の増強が緊要と認めた。

三 黒坂町も一般に住宅沸底で、ために警察官も根雨町より通勤してゐるもの、物置、倉庫を改造し間借してゐるもの等あり苦慮してゐるので、町営住宅建設途上中のことも考えその善処が望ましい。

四 当署管内における駐在所(十一ヶ所)の土地及び建物には町村有、或いは民有となつてゐるがこれら建物の

うち一部破損または雨漏り等のため応急修理を要するものが相当(所要額八二八、〇〇〇円で町村負担により修理したものが九五、五八五円ある)にあり修繕費の負担区分に困難を生じ各駐在所とも維持管理に苦慮している実状であり、なかでも五号(旧上石見村)駐在所の建物は土台が腐朽しこれがため傾斜しており、まづたく危険状態となつていたので関係当局はこれらの実状を調査の上、早急に措置されたい。

五 当署敷地内に旧警察後援会所属にかかる建物があり職員住宅として使用しているが、土地使用に対する区分或いは管理上における取扱ひ等につき考究を要するものがあつたので善処されたい。

なお十号(旧山上村)十一号(旧高宮村)十二号(旧阿見縁村)の各駐在所には警察電話の設備がなく業務運営上、支障となつていたので早期架設を望む。

六 経理出納その他の事務処理は適正に処理されているものと認めた。

境港警察署

昭和三十一年九月十四日監査
監査委員 山 本 四 郎

一 当署の管轄は、本春市制施行のため一市一署であるが裏日本でも屈指の商漁港と、一面米軍美保基地を控えている関係上各種犯罪発生率はきわめて高く、特に暴行脅迫 傷害等の粗暴犯は連日の如く発生し、その上涉外事犯も少くなく、その他密航密貿易、謀報上の要地として特性をもつていているため管内治安の完壁を期するには相当の努力が肝要と認めた。

二 職員は警察官三八名(内一名休職)とその他事務職員七名計四五名である。外勤詰所は巡査派出所二及び巡査部長派出所(中浜)一、駐在所三で巡査部長、巡査合わせて一二名を現地に配置しているが補勤、看手勤務及びヤンキー取締り等のため勤務は過重と認めた。また内勤二五名は捜査、警ら交通、警備等諸般の業務を担当しているが既述した特殊性をもつている関係上、全般的にみて負担過重に陥つてゐる。中でも鑑識業務は現在涉外通訳が兼務しているため犯罪現場の捜査に

少なからぬ支障を生じている現状にかんがみ適切な職員配置について善処が望ましい。

なお外勤調査のうち三名健康上の要注意者がいるが職員の健康管理については特に留意されたい。

三 既述した通り管内に基地があり最近基地拡張計画に伴つて地元民の反対斗争等少なからぬ渉外事務があつて、これらの連絡を緊密にしかも円滑な運営を図らしめるため、駐留軍との接渉に要する諸経費の捻出に困難を生じていたがこれらは正當に予算措置を講じ善処すべきであるのでこの点、並びに関係当局の配意を望む。

四 経理その他事務処理で次の点留意されたい。

1 留置人に対する官給食整理を明確にすること。

2 自動車燃料購入については単価契約を結締し購入の適正を期すること。

3 道路一時使用料徴収に当り統一を図ること。

溝口警察署 昭和三十一年九月十四日監査

監査委員 松 本 利 治

一 当署は溝口、江府、岸本の三町を管轄しているが、溝口、江府両町の山間地帯に対し岸本町は平野の対照的地勢で人心は比較的純朴であるけれども、農民運動の盛んな地域的環境と、大山の観光諸施設計画中の地域からして、詐欺等前年に比し多発しているが防犯活動に鋭意努力し、署長以下円滑に民主的警察活動推進に全力を傾注しているものと認めた。

二 昭和三十一年三月三百九十六万余円で近代モデル庁舎の完成により署員一同民主的運営に万全を期しているが、宿舎問題については民家借用が困難な実情であるので善処が望ましい。

三 当署所有にかかる署長宿舎の敷地一〇六坪のうち建物に使用しているものは二六坪余であるが、土地の境界が不明確であつたので明確を期し財産管理に適正を期されたい。

なお前記住宅難により旧警察後援会所属にかかる建物を、職員住宅として使用しているが財産管理その他につき考究すべきものがあつたので善処されたい。

四 経理出納その他事務処理は適正に処理しているものと認めた。

なお事務の簡素化については更に検討されたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

鳥取県鳥取市東町
鳥取者
鳥取県鳥取市東町
鳥取

印
翻
所
集